

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規定

第1条(事業の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等関係法令及び契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供する。
- 2 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対してサービスを提供する。

第2条(運営方針)

- 1 利用者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行ない、心身機能・生活能力の維持・回復を図る。
- 2 利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、リハビリテーションを提供する。
- 3 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 地域の皆様が安心して日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスの安定した供給に努める。
- 5 事業者の職員は、質の高いリハビリテーションが提供できるよう、知識・技術の習得のみならず、自己研鑽に努める。

第3条(事業所の名称等)

訪問リハビリテーションを実施する事業所の名所及び所在地は次の通りとする。

名 称：医療法人社団東光会 茂原中央病院 訪問リハビリテーション

所在地：千葉県茂原市下永吉 796

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

医療法人東光会 茂原中央病院における訪問リハビリテーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

常勤医師：1名以上、理学療法士：常勤1名以上、作業療法士：常勤1名以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るため、必要なりハビリテーション指導を行う。

第5条(営業日及び営業時間)

訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日：毎週月曜日～金曜日（通常営業日以外にも訪問する場合あり）

営業時間：午前 8:30 から午後 5 時

休業日：土・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）

第6条(訪問リハビリテーションのサービス内容)

要介護(要支援)状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問リハビリテーションサービスを提供する。

第7条(通常事業の実施範囲)

通常の訪問区域の範囲については、茂原市、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、長生村、一宮町、いすみ市(一部)とする。

第8条(利用料その他の費用の額)

- 1 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 第7条に規定した通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。
- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

第9条(秘密保守等)

- 1 当事業所が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者及び事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報をを用いる場合は利用者又は利用者の家族の同意を得るものとする。

第10条(記録の整備)

- 1 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する記録(提供日、内容、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等)を整備し完結日から5年間保存する。

第11条(苦情処理)

- 1 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。
- 2 提供したサービスに関し、利用者からの苦情に関して茂原市等が行う調査に協力するとともに、茂原市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第12条(緊急時における対応方法)

従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにかかりつけ医等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第13条(事故発生時の対応)

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに茂原市その他市町村、当該利用者の家族、かかりつけ医等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第14条(損害賠償)

- 1 事業者は利用者に対するサービスの提供に当たって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 当該事故の発生につき事業者の故意若しくは重大な過失がある場合には損害を賠償する。
- 3 利用者の行為により事業者が何らかの被害・損害を受けた場合は、利用者又は利用者の代理人、家族等は連帯して事業所の被害を賠償する。

第15条(虐待防止・身体拘束等に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待・身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに茂原市その他市町村に通報するものとする。
- 3 事業所における虐待・身体拘束等の防止のための対策を検討する委員会(担当者設置)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

第16条(事業継続計画)

業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第17条(職場におけるハラスメントの防止)

事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第18条(衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第19条(その他運営に関する留意事項)

- 1 社会的使命を充分認識し職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)業務研修として年10回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[付則]

本規定は2009年10月1日から実施する

1. 2022年4月1日、一部条文の追加・変更
 - (1) 追加 第15-16条
 - (2) 変更 旧第15-16条を17-18条へ変更
2. 2024年6月1日、一部条文の追加・変更
 - (1) 追加 第17条
 - (2) 変更 旧17-18条を18-19条へ変更
3. 2025年2月28日、書体変更
4. 2026年6月1日、その他と第19条重複内容あり一部削除